

和歌山県立医科大学医学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程

制 定 平成 17 年 12 月 6 日 和医大規程第 号
最終改正 平成 27 年 3 月 31 日 和医大規程第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学学則（平成 18 年和医大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 18 条の規定に基づき、和歌山県立医科大学医学部（以下「本学部」という。）の第 1 年次に入学した者に係る入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第 2 条 入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、入学時に第 2 号から第 4 号までのうち、既に本学部提出している書類についてはその限りでない。

- (1) 既修得単位等認定申請書（別記様式）
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績証明書又は単位修得証明書
- (4) その他既修得単位等の認定に必要な書類

(認定基準)

第 3 条 既修得単位等の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定を受けようとする既修得科目は、本学部の当該授業科目の時間数と同等以上のものでなければならない。
- (2) 認定する授業科目及び単位は、本学部において現に開設している授業科目（講義を主とする授業科目に限る。）及びその単位数とする。

(認定方法)

第 4 条 既修得単位等の認定は、本学部の教務学生委員会（以下「教務学生委員会」という。）がその審査を行い、本学部の教授会の審議を経て学長が行う。

2 前項の教務学生委員会による審査は、当該授業科目担当教員の意見を聴いて行うものとする。

(成績評価等)

第 5 条 認定した授業科目の成績評価は、「認定」とし、その単位数とともに学籍簿に表示する。

2 認定結果については、申請者に通知する。

(既修得単位の認定限度)

第 6 条 学則第 18 条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、本学部において修得した単位以外のものについては、25 単位を超えないものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

既修得單位等認定申請書

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

和歌山県立医科大学医学部医学科
学籍番号
氏 名

次のとおり本学入学前の既修得単位等の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(単位を修得した大学の名称及び卒業等の年月)

[illegible]